

「病気の経過とこれからのこと」（通称：道しるべ）の使用取扱要領

令和8年3月1日制定

（趣旨）

第1条 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会（以下「がん薬物療法部会」という。）、緩和ケア部会（以下「緩和ケア部会」という。）が作成した資料「病気の経過とこれからのこと」（通称：道しるべ）（以下「道しるべ」という。）及び資料に掲載されている「病みの軌跡」の図（以下「病みの軌跡図」という。）の使用に係る取り扱いについては、京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会 資料「病気の経過とこれからのこと」の運用規程に基づき、具体的事項をこの要領に定めるものとする。

（内容・図・絵等）

第2条 「道しるべ」の内容及び「病みの軌跡図」の図・絵は、別表1のURLより表示されるものとする。

（著作権等）

第3条 「道しるべ」及び「病みの軌跡図」の著作権及び使用権は、京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会並びに緩和ケア部会（以下、両部会）に帰属する。

（使用者）

第4条 「道しるべ」及び「病みの軌跡図」は、両部会員のほか、次の各号に掲げる者（以下「使用者」という。）が使用することができる。

- （1）両部会の構成施設に所属する者
- （2）両部会構成施設以外の施設に所属する医療福祉従事者
- （3）その他緩和ケア部会長が適当と認めた個人及び団体

（使用基準）

第5条 「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用は、次のいずれかの目的に該当する場合に限る。

- （1）両部会が行う教育、研究、地域連携又は社会貢献活動等の推進に資すること
- （2）医療や疾患に対する患者の理解を深めることに資すること

（使用範囲）

第6条 「道しるべ」または「病みの軌跡図」は、次の各号に掲げる用途に使用することができる。この場合、両部会の名誉及び品位並びに社会的信頼性の維持向上に努めなければならない。

- （1）京都府立医科大学附属病院のウェブサイトへの掲載
- （2）学会、会議、講義、研修会等において用いる資料（配付用資料も含む）
- （3）患者や家族等への説明資料

- (4) 別表2の(1)に掲げる事項
- (5) その他緩和ケア部会長が適当と認めたもの

(使用手続き)

第7条 「道しるべ」または「病みの軌跡図」を使用しようとする者は、前条1号から第5号のいずれかに該当する場合を除き、緩和ケア部会長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、「病気の経過とこれからのこと」(通称：道しるべ)の使用許可申請書」(第1号様式)によるものとする。

(使用許可等)

第8条 緩和ケア部会長は、前条により申請を受けたときは内容を審査し、適当と認めた場合に使用を許可するものとする。ただし、緩和ケア部会長が必要に応じてがん薬物療法部会長に報告し、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

- (1) 両部会の名誉、信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - (4) その他緩和ケア部会長が「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用が不適当と認めた場合
- 2 緩和ケア部会長は、「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用を許可するに当たり、使用期間等必要な条件を付すことができるものとする。
 - 3 使用に当たっては、両部会は一切の経費を負担しないものとする。
 - 4 使用許可を得た者は、緩和ケア部会長に各年度末までに「病気の経過とこれからのこと」(通称：道しるべ)の使用実績報告書」(第2号様式)により使用実績を報告するとともに、使用が終了したとき、又は使用期間が終了したときは、遅滞なく「病気の経過とこれからのこと」(通称：道しるべ)の使用結果報告書」(第3号様式)により使用結果を報告しなければならない。
 - 5 「道しるべ」の周知において、企業等(企業その他の団体又は個人)からの経済的収入(講演料、原稿料等)による個人的利益は、教育、地域連携又は社会貢献活動等の推進に資する活動において得る場合に限り認められる。

(遵守事項及び禁止事項)

第9条 「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用者は、「道しるべ」または「病みの軌跡図」の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、第5条の使用基準及び第6条の使用範囲に基づき使用しなければならない。

- 2 「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用者は、別表2及び別表3に掲げる事項を遵守しなければならない。

(使用停止又は使用許可の取消)

第10条 緩和ケア部会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可の取消及び使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取り、又は取ることを命

じることができる。

- (1) 本要領の内容に反する行為があったとき
- (2) 「病気の経過とこれからのこと」(通称：道しるべ)の使用許可申請書」(第2号様式)の内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 申請者又は使用者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(申請者又は使用者が個人である場合にはその者を、申請者又は使用者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) その他前3号に準ずる事由があったとき。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第11条 緩和ケア部会長は、この要領に基づく基準によらず「道しるべ」または「病みの軌跡図」を使用している者若しくは使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取り、又は取することを命じることができる。

(事務)

第12条 本要領に定める「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用に関する事務は、緩和ケア部会事務局において処理する。

(雑則)

第13条 本要領に定めるもののほか、「道しるべ」または「病みの軌跡図」の取り扱いに関して必要な事項は、緩和ケア部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

❖ 「道しるべ」の内容及び「病みの軌跡図」の図・絵

道しるべ（患者用）

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/departments/central-sector/files/13681.pdf>

道しるべ（医療者・解説編）

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/departments/central-sector/files/13682.pdf>

道しるべ（動画）

<https://youtu.be/tMxHQtfA5GQ>

病みの軌跡図（以下、p3、4、8）

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/departments/central-sector/files/13681.pdf>

<参考>

資料全体（京都府立医科大学附属病院 緩和ケアセンター ウェブサイト）

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/departments/central-sector/20240501.html>

別表2（第9条関係）

遵守事項	
(1)	ダウンロードした資料は、出典を明らかにした上で、以下に掲げる目的に限り使用可能である。 ・資料：講義・講演・発表の資料、教材資料 ・広報：記事、新聞、雑誌、書籍/電子書籍、ポスター等 ・メディア・デジタルコンテンツ WEBサイト、TV・ネットなどの放送事業（アナログ、デジタル放送、動画配信） ・個人のホームページ blog SNS 動画
(2)	引用にあたっては、（作成者の名称表示）を参考に掲載する。なお、この場合においても出典を明らかにすること。 （作成者の名称表示） <紙媒体> 作成 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会 協力 京都府がん患者団体等連絡協議会 <動画媒体> 作成 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会 事務局 京都府立医科大学附属病院 緩和ケアセンター 協力 京都府がん患者団体等連絡協議会
(3)	クレジット表記（著作権表示義務）の場合は、以下の表示にする。 ©2024 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
(4)	出版物への二次使用（電子出版、オンライン配信、データベースに格納し検索・閲覧すること、翻訳出版）の際には、申請が必要である。

別表3（第9条関係）

禁止事項	
(1)	公序良俗に反する利用用途
(2)	特定の宗教活動・政治活動における利用
(3)	著作者人格権を傷つけるような使用（誹謗中傷・マイナスイメージを連想させる利用、部分切り取りや加工、商品・サービスを利用しているような表現）
(4)	「道しるべ」または「病みの軌跡図」の図・絵の変更や一部改変
(5)	画像利用権の譲渡
(6)	販売製品の用途として利用
(7)	ロゴマーク、コーポレートアイデンティティ、商標などでの利用
(8)	アダルトサイト(それに関連する広告などのコンテンツ)での利用
(9)	その他緩和ケア部会長が「道しるべ」または「病みの軌跡図」の使用が不相当と認める行為